

# 資料1

## 生駒市議会議員定数に関するアンケート（案）について

梶井 憲子

### 【修正案】

質問5：生駒市議会の議員定数（現在24人）についてどう思われますか。

1. 増やした方がいい
2. 現状維持
3. 減らした方がいい
4. わからない

## 議員定数に関する特別委員会のアンケートについて

加藤 裕美

○アンケート様式はスマホでも答えることができるのは  
重複しての答えることが出来る  
可能性を回避しづらいため  
それぞれの番号を打ち込むなどの手間を考えても  
紙のみにすべきと思います。

○業者を頼むとのことです  
費用が発生するため開封作業、発送作業は  
それぞれの各派の代表が立ち会うか希望者が立ち会うなどして  
公平性を保つようにしたらいいので業者は頼む必要がないと思います。

■無作為抽出アンケートの実施方法について(提案)

1 アンケートの内容について

異議ありません

2 アンケートの発送、集計等について

すべて、外部発注とするべきと考えます。以下に掲げる事項をすべてクリアするためには、内製化は適切でないと考えます。

- ① 目的(全数調査と同等の有権者の意志と捉えて差し支えない結果を求める)を達成するために必要な標本数の計算及び計算根拠の説明
- ② ①の標本数を確保するための発送数の計算
- ③ ①の標本数を確保するための催促
- ④ ①の標本数が最終的に不足した場合の誤差率の計算及び計算根拠の説明
- ⑤ 標本の重複を防止するための具体策の実施
- ⑥ 発送、開封、集計、分析時の個人情報の取り扱い

分析は、性別、年齢別、議会活動に対する満足度と議員定数変更の意向との相関性がわかるものであること。

- ⑦ 集計、分析結果に疑義が生じた場合の対応
- ⑧ 上記、その他関連作業の円滑な実施

※外部発注のための財源は、議会費の節10需用費及び節18負担金補助及び交付金(政務活動費)からの流用を検討。

生駒市議会基本条例

17条2 議会は、議員の定数を変更しようとするときは、市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮するものとする。

に基づき、これから議員定数について次の点で検討しました。 を先ず記載する。

①人口の推移と議員定数

人口の推移は、市制50周年を踏まえ今後を考える点から、市制発足から今後30年間程度の予測とする。

議員定数は、2022年度までの24名。それ以降は記載しない。

以上をグラフ化し、視覚的にわかりやすくする。予測部分は点線で記載。

削減の根拠、削減しない根拠をそれぞれ記載。

②市の現状、課題から今後の行政需要を推察し、二元代表制化において、行政の監視、評価、そして提案する議会としての機能維持との関係でどうか。

・今後の行政需要の推移

・上記に対応する議会機能の関係

この分析を踏まえた共通の認識が得られた場合はそれを記載する。

削減・削減しない、で不一致の点があればその根拠をそれぞれ追加で記載。

③地方自治制度の動向とその分析

上記の分析を踏まえた共通の認識が得られた場合はそれを記載する。

削減・削減しない、で不一致の点があればその根拠をそれぞれ追加で記載。

上記の「削減の根拠、削減しない根拠」は、

削減の根拠については、議案提案理由等提出者で議論し記載する。

削減しない根拠については、削減しないと考える委員で議論し記載する。

それぞれについての文章量は、基本同等とする。

以上を記載し、市民に考えていただく。

なお、以上の意見は、基本A4の1面を想定しているが、それに拘るものではない。また、内容によってはトップページに持ってくる部分も考えられる。

## 議員定数に関するアンケート調査のまとめ方についての意見

議員定数に関する特別委員会

委員 塩見 牧子

### 案内文中

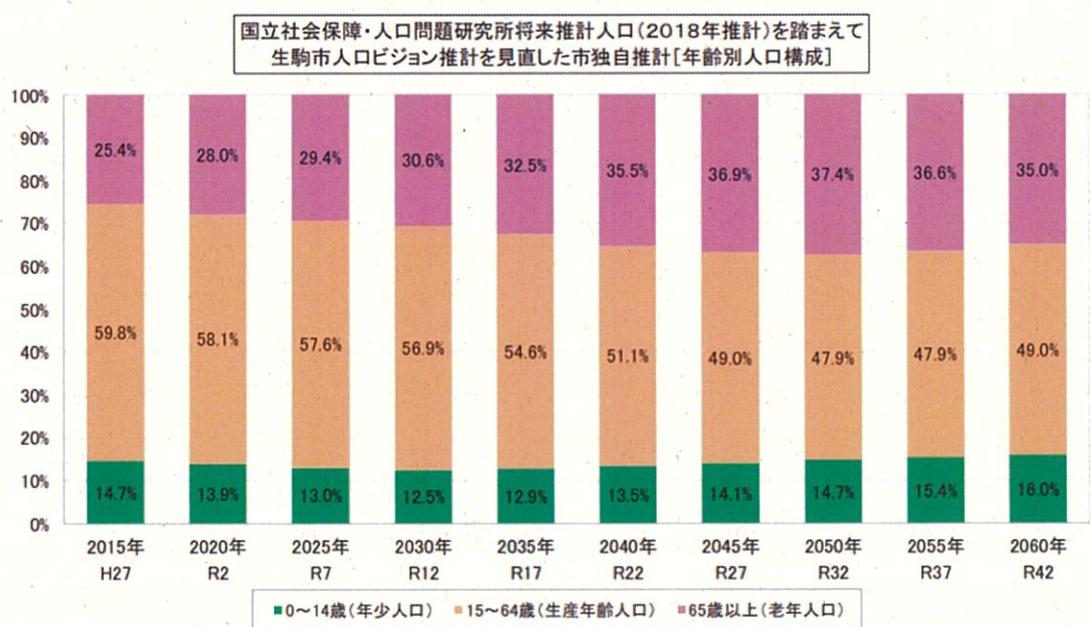
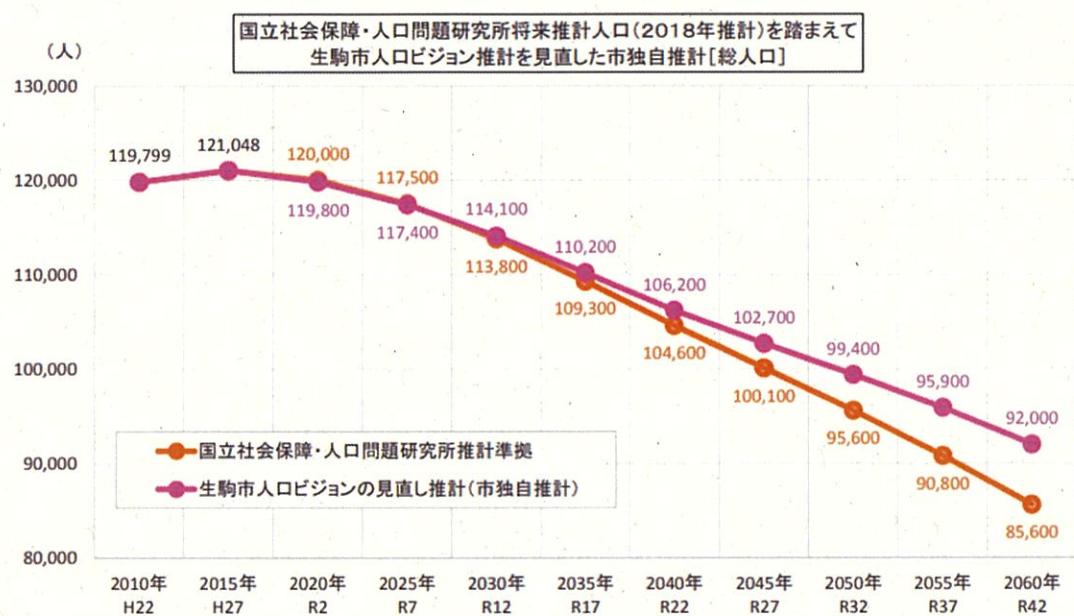
1. 「生駒市議会の議員の定数をさだめる条例」を「」で括る。
2. 「24人から22人に変更するための改正案」を「現行の24人から22人に変更する改正案」に。
3. 「議会基本条例第17条第2項において、『議会は、議員の定数を変更しようとするときは、（中略）市民の意見を考慮するものとする。』と規定されていることから、市民の皆さまのご意見をお聞きするためにアンケート調査を実施させていただくことになりました。」を、「議会基本条例第17条第2項において、『議会は、議員の定数を変更しようとするときは、市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮するものとする。』と規定されていることから、市の現状や課題など、定数を考えるにあたってご参考いただきたい資料を添えて市民の皆さまにアンケート調査をお願いすることになりました。」に。

### アンケートに同封する資料のまとめ方

1. 市の現状、市の課題、行政需要、地方自治制度の動向をまとめ、添付資料とする。
2. 市の現状・市の課題・行政需要について  
総合計画のp15～p21の内容をベースに、変更、追加すべき点を委員会内で協議してまとめる。  
(添付資料の作成の小委員会を設けることも検討する。)
3. 地方自治制度の動向について  
地方分権一括法の施行による地方自治体と国との関係及びこれまでの地方自治法の改正のうち、議会の役割、機能に関する部分を抽出する。

## 市の現状と課題・行政需要

### 1 人口減少と少子高齢化の進行



(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

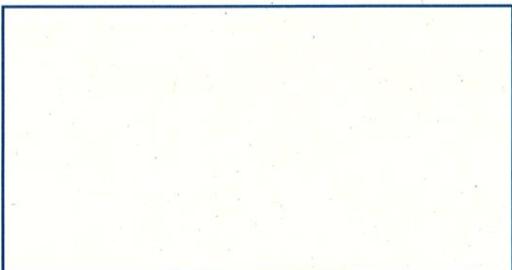
課題：人口減少、少子高齢社会への対応 社会保障費の増大

行政需要：少子化対策、医療、介護、移動手段、地域コミュニティ…etc

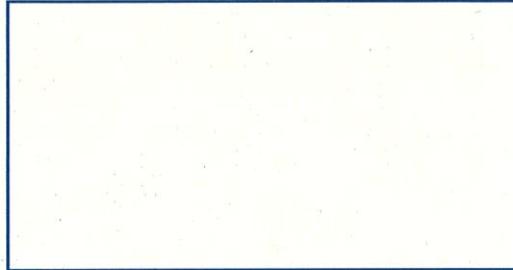
## 2 安全・安心への意識の高まり

### ■大規模災害発生状況（平成●年～令和○年）

○地震



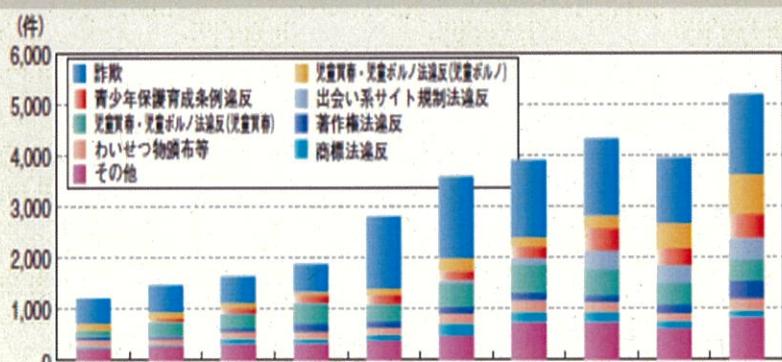
○風水害



### ■ネットワーク利用犯罪検挙件数の推移

図-2

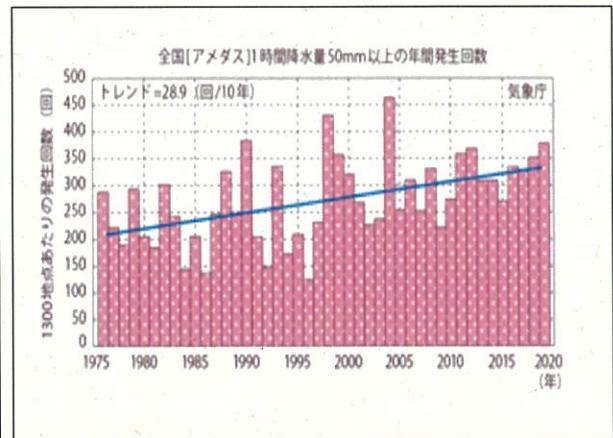
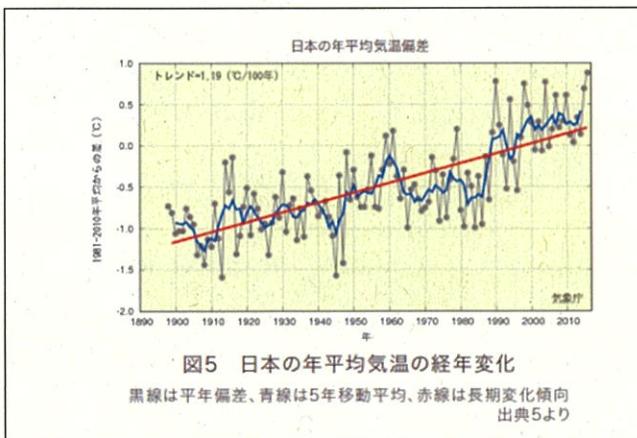
ネットワーク利用犯罪の検挙件数の推移(平成13～22年)



課題：減災に向けての取組の必要性、防災・防犯意識の向上…etc

行政需要：都市整備、防災・防犯活動・訓練…etc

## 3 地球環境問題の深刻化



課題：農作物への影響、豪雨・土砂災害、熱中症など健康被害…etc

行政需要：…上記課題への対応

4 社会経済構造の変化

5 ライフスタイルや価値観の多様化

6 高度情報化社会の進展

7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化

8 新たな課題（新型コロナウイルス感染症）

## 地方自治制度の動向の把握①



▽平成7年5月に地方分権推進法が成立し、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自主性が求められるところとなる。(※資料4参照)

▽以後、地方自治法が数度にわたり改正され、地方議会においても、その権能が拡大、強化されてきた。(※資料4参照)

- 条例制定権の拡大
- 議員定数の法定定数の廃止
- 国会に対する地方議会の意見書の提出
- 専門的事項に係る調査制度の創設
- 議決事件の範囲の拡大 など

前回、提出した第32次地方制度調査会答申に基づき、新たに議会の権能の拡大につながったものはないため、平成30年の資料をベースとする。

ただし、議会選出監査委員をどうするか、という議論は生駒市議会ではなされておらず、議会の監査機能との関係で考えていく必要はある。